令和６年度県立新潟よつば学園いじめ対応マニュアル

いじめ発見時（対応の流れ）

発見　**日常の観察・アンケート・本人や周囲からのいじめの情報・保護者からの訴え**

情報を得た教職員　いじめの疑いに関する情報はどんな些細なことでも相談・報告し、管理職から指示を仰ぐ。

担任 → 学部主事 → 教頭 → 校長
　　↓　　↗
　生徒指導主事

初動対応（校長・教頭・当該の学級担任・当該の学部主事・生徒指導主事）

教頭→初動対応及びいじめ対策委員会集合の指示
生徒指導主事→管理職といじめ対策委員会が立ち上がるまでの方針の決定
役割分担の指示【（状況の確認・被害者の見守り（休み時間・授業中）・加害者の様子の把握（休み時間・授業中）】

いじめの認知

方針決定　いじめ対策推進委員会（校長・教頭・事務長・生徒指導主事・学部主事・養護教諭・生徒指導部員・寮務主任　寄宿舎総務）

事実の確認と報告（情報の共有）　指導方針の確認　被害生徒と加害生徒への対応協議・加害生徒への対応（事実の確認）
役割分担決定　加害者と被害者への家庭連絡内容協議　被害者の帰宅方法確認　今後の対応協議

職員会議や朝の打ち合わせなど全職員で情報を共有し共通理解を図り、共通の認識でいじめに対応する。

事実の確認

被害生徒への対応
・傾聴・受容と共感
・不安の除去
・安心安全の確保

加害生徒への対応
・いじめの背景にある心的状態の受容・理解
・いじめは許されない行為と認識
・被害者への謝罪

傍観者への対応
・背景にある心的状態の受容・理解
・集団としての秩序

全校・学部・学級幼児児童生徒への対応
・事実関係の報告
・集団としての秩序の維持
・いじめ見逃しへの意識の向上

〈適宜連絡〉保護者連絡　その時点で明らかになった事実や経過を伝える〈報告・支援〉教育委員会

対応・経過観察　**いじめの解消に向けた対応**

保護者への対応
・事実の報告　・思いの受容　・理解と協力の要請

⇔

スクールカウンセラー
関係機関
・県義務教育課特別支援推進室
・県立教育センター
・東警察署
・児童相談所

全職員で関係生徒、保護者の様子や今後の対応について共通理解を図る。
全職員で関係生徒の様子を見守り、担任に様子を伝える。担任は家庭連絡や家庭訪問で生徒の様子を伝える。
生徒や保護者の様子を確認する。

解消に向けた継続指導 → 観察 → 再発防止

再発防止に向けた未然防止の取組

いじめが解消している２つの条件
①「いじめ行為がやんでいる状態が３ヶ月継続」
②「被害者が心身の苦痛を受けていない」

☆解消の判断後も、いじめが再発する可能性を踏まえ、日常的な観察を継続する

重大事態（対応の流れ）

重大事態とは

（１）いじめにより在籍児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
- 児童生徒が自殺を画策した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品などに重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合　など

（２）いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
- 年間３０日を目安とする。
- 一定期間連続しているような場合は、敏速に調査に着手することが必要である。
  ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（３）重大事態発生の報告
- 重大事態が発生した場合は、学校から教育委員会とする。

重大事態の発生

重大事態のいじめ対策委員会を設置する。 ⇒ 当該調査の公平性中立性の確保のため

- スクールカウンセラーや県立教育センターなどの専門的知識及び経験を有し当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。
- 第２２条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

学校関係者
校長　教頭　生徒指導主事
養護教諭　PTA　三役
スクールカウンセラー

第三者の関係者
弁護士　学識経験者　精神科医　職能団体

事実関係を明確にするための調査を実施する。 ⇒ 客観的な事実を調査のため

- いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

①いつ　②誰から　③どのような様態で
④いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
⑤学校・教職員がどのように対応したか

この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するようにする。

- たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
- いじめられた児童生徒から十分に聞き取る。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。
- いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援をする。

いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

・いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、敏速に保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
・調査方法として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

被害生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で経過報告を行う。）

①いつ
②誰から
③どのような様態で
④いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
⑤学校・教職員がどのように対応したか

・関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報提供するが、個人情報保護を楯に説明を怠らない。
・質問紙の調査の実施によって得られたアンケートは、いじめを受けたとされる児童生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する。
・調査を行う際は、調査方法や内容項目及び情報提供の内容・方法・時期などについて県教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

調査結果を報告する。

・調査結果を県教育委員会に報告する。
・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。